

小学校入学前の 子どもの 自己負担割合が2割に

乳幼児の医療費を2割負担に軽減する対象年齢が、「3歳未満」から「義務教育就学（小学校入学）前」までに拡大されます。

退職者医療制度の 対象年齢が 65歳未満に

退職者医療制度の対象年齢が75歳未満から65歳未満に変わります。退職被保険者本人が65歳になりますと、誕生月の翌月から本人及びその被扶養者は一般の国保の加入者となります。

65歳以上の人の 保険税の年金天引きが 始まります

被保険者全員が65歳以上75歳未満の世帯の国保税納付について、世帯主の年金からの天引き（特別徴収）が平成20年4月から始まります。ただし、世帯主が国保被保険者以外の場合や、年金額が年額18万円未満の場合、介護保険料の天引きとあわせた額が年金額の2分の1を超える場合は、天引きは実施されません。この場合は、個別に保険税を納めることになります。（普通徴収）

療養病床入院時の 「食費・居住費」負担の 対象年齢が65歳以上に

療養病床に入院したときに、食費と居住費の一部を自己負担する対象年齢が65歳以上になります。

医療制度改革にともない
4月1日から国民健康保険制度が
一部改正されます
主な改正点は次のとおりです。

妊婦一般健康診査の 公費助成回数が変わります



妊娠中は、特に気がかりなことがなくても身体にはいろいろな変化が起っています。

特に注意しなければならないのは貧血、妊娠高血圧症候群、妊娠糖尿病です。

健康診査で胎児の育ちぐあいや、血圧、尿などの状態をみてもらいましょう。

平成20年4月1日から妊婦一般健康診査公費助成回数の変更により、受診票の枚数がこれまでの2枚（多胎の方は7枚）から5枚（多胎の方は10枚）に増えます。平成20年3月31日までに大山町に妊娠届をされた方は、追加で受診票を郵送していますので、ご確認ください。また、妊娠中に転入された方は福祉保健課までお問い合わせください。

○妊娠したと思ったら早めに医療機関を受診し、妊婦健康診査を必ず受けましょう。

受診票が
現在2枚
でしたが、
5枚に
増えます

問い合わせ先：福祉保健課
保健師 Tel.54-5207